

八丈町農業委員会

第 11 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成31年2月25日(木) 9:00～9:50

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	"	9	青木 保憲
"	2	伊勢崎 武二	"	10	浅沼 大二郎
"	3	浅沼 實	"	11	菊池 勝男
"	4	浅沼 博之	"	12	奥山 完己
"	5	菊池 國仁			
"	7	菊池 家司			

4.農業委員欠席：1名

13番 山下 譽 農業委員

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
"	2	大澤 正雄	"	6	笹本 守彦
"	3	浅沼 隆章	"	7	加藤 純生
"	4	浅沼 孝教			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：9番 青木 保憲 委員、10番 浅沼 大二郎委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 5) 報告第3号 前回総会の経過

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第 39 条による出席者：4 名

11. 傍聴人：0 名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第 11 回総会を開催いたします。会議録署名委員ですが、9 番 青木 保憲委員、10 番 浅沼 大二郎委員をお願いいたします。また本日は 13 番農業委員通院の都合欠席の連絡をいただいております。それでは会長活動報告をさせていただきます。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

平成 31 年 2 月 25 日提出八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1、農地の所在・大字 番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振内、
面積・650 m²、合計筆数は 1 筆となり合計面積は 650 m²となります。

有償での譲渡とのことです。

譲渡人・ 是高齢により経営規模縮小するため、農地を譲り渡す。

譲受人・ は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物は、野菜類としております。

参考価格として売買取引額は坪 万とのことです。

引き続き対象地説明に移りますので、対象地広域図をご覧ください。

...【番号 1・2 申請地説明】...

主査 ...最後に許可要件について説明させていただきます。番号 1 の譲受人の方はこれまで永らく地域に住まわれていることもあって、農家さんの手伝いも行ってきているお話を伺っております。住まいも筆一つ挟んだところに住んでおられるため、対象地を管理し易い環境となっております。全部効率利用、常時従事、地域との調和、3 つの要件は譲受人の方に説明し、要件を満たされるよう耕作していくことの確認はいたしました。下限面積も今回取得予定地で 1a を超えるため、全ての要件は満たされるものと事務局では捉えております。

議案第 1 号に関します事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。それでは担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますので、本件に関しまして、地区推進委員 5 番から意見を伺いたいと思います。5 番推進委員お願いします。

推進委員 5 番 はい。譲渡人の方が高齢のため、親族に農地を譲り渡したいとの案件です。対象地現状でも耕作管理行き届いているため、許可するに問題はないかと思えます。

議長 はい。それでは続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 6 番委員お願いします。

農業委員 6 番 はい。譲渡人高齢でもありますが、体調を崩され離農される話を伺っております。譲受人の住まいは近く管理行き届いている状況から許可することに問題ないかと思っております。

議長 はい。ではほかにご質問とご意見等がございますでしょうか。
...無いようでしたら第 1 号議案を許可することにご異議ございませんか
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することに決しました。
続きまして議案第 2 号に移ります。議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出 八丈町農業委員会会長 沖山 慶孝

番号 1、農地の所在・大字 番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農振外、
面積 8,885 m²の内 1,650 m²となります。

合計筆数は 1 筆となり、合計面積は 1,650 m²となります。

内容といたしましては更新での設定取扱いとなります

利用権を設定する者・

利用権設定を受ける者・

利用目的は農地中間管理事業として更新案件ですので、既に農地使用者と作目は定まっております、引き続きレザーファン耕作地としての利用となります。

設定期間は H31.3.30 から 5 年の契約となっておりますので終期が H36.3.31

となっております。賃借料は 30,000 円/年との契約内容となっております。

...続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

...【番号 1 対象地説明】...

最後に許可要件について、説明させていただきます。

番号 1 案件につきましては更新案件となり、先ほども申しあげましたとおり、貸し出し予

定先となる方は定まっております、その農地使用者は認定農業の方ですので、現在の耕作状況からも要件に問題ないものと見込んでおります。

事務局からの説明は以上となります。

議長 事務局説明が終わりました。それでは担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますので、本件に關しまして、地区推進委員 2 番から意見を伺いたいと思います。5 番推進委員お願いします。

推進委員 2 番 はい。更新案件とのことで、現状の耕作状況と引き続き中間管理事業を通して利用する予定の使用者の経営状況から、承認するに全く問題ないものと見込んでおります。

議長 はい。それでは続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 7 番委員お願いします。

農業委員 7 番 はい。推進委員からの意見のとおりであります。利用予定者は若く有望な農業者の方ですので、引き続き本件更新を承認いただければと思います。

議長 はい。ではほかにご質問とご意見等はございますでしょうか。
...無いようでしたら第 2 号議案を承認することにご異議ございませんか
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については承認することに決しました。
続きまして報告事項に移ってまいります。
報告第 3 号、前回総会の経過につきましては、配布資料各自ご確認いただければと思います。